

令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、市内の施工業者によって、住宅の改良又は改善工事（以下「工事」という。）を行う市民に対し、予算の範囲内において令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃借住宅等（次号及び第4条第2項において「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、建築物が一体として登記されている住宅をいう。
- (4) 併存住宅 建築物に個人住宅部分及び非個人住宅部分があり、かつ、区分して登記されている住宅をいう。
- (5) 市内施工業者 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し、かつ、市内に住所を有する個人事業者で、リフォーム工事を行うものをいう。

(対象住宅等)

第3条 補助金交付の対象となる住宅は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民が市内に所有する個人住宅
- (2) 市民が市内に所有する併用住宅又は併存住宅のうち当該住宅の個人住宅部分

2 前項の規定にかかわらず、結城市住宅リフォーム資金補助金の交付を受けている個人住宅（補助金の交付から5年を経過したものを除く。）は、補助の対象としない。

(対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、申請日の属する年の11月29日までに完了する住宅の屋根、外壁、内壁、天井、床、設備等の工事であって、当該工事の金額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が20万円以上のものとする。

2 工事の金額の算定に当たっては、併用住宅又は併存住宅の屋根、外壁その他建築物全体に係る部分の工事の金額は、原則として、個人住宅部分の床面積を個人住宅部分及び非個人住宅部分の床面積の合計で除して得た割合に当該工事の金額を乗じて得た金額とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象工事に要する費用で市長が別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 門、塀、柵等の外構工事費又は庭園の整備費
- (2) コンクリート、アスファルト等による舗装費
- (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額が20万円以上100万円未満の場合は、補助対象経費に100分の10を乗じて得た額とし、補助対象経費の額が100万円以上の場合は10万円とする。ただし、補助金の額に千円未満の額があるときは、これを切り捨てる。

(補助対象者)

第7条 補助金交付の対象者は、次の要件の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 対象工事を行おうとする住宅に継続して3年以上居住していること。
- (2) 対象工事を行おうとする住宅の所有者又は所有者の一人であることを登記簿その他の公的書類で確認できること。
- (3) 対象工事について、本市および他の公共機関の同様の旨趣による補助制度を利用していないこと。
- (4) 市税等が完納されていること。

(補助の申請)

第8条 補助金交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手の2週間前までに令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）を次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事の見積書の写し
- (2) 住民票謄本
- (3) 市税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
- (4) 固定資産評価証明書（建築物に係る部分）
- (5) 建築基準法上の許可が必要な場合は、その許可証の写し
- (6) 現況写真及び案内図
- (7) 債権者登録申請書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査するとともに、必要があると認めるときは実地調査をし、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助事業変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困

難となった場合は、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項に規定する補助事業の変更等について承認したときは、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助事業変更等承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は12月13日のいずれか早い日までに、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助事業実績報告書（様式第6号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）当該工事の請求書の写し
- （2）当該工事の領収書等の写し
- （3）写真（中間及び完成）
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要があると認めるときは実地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助事業者に令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めなければならない。

- （1）この要項の規定に違反したとき。
- （2）不正な手段により交付を受けたとき。

（庶務）

第14条 この要項に定める手続等については、経済環境部商工観光課において処理する。

（補則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

結城市長

様

申請者 住 所 結城市

氏 名

連絡先

令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付申請書

標記の件について、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 リフォーム概要

リフォーム箇所	規 模	具 体 的 内 容
	一部・全部	
	一部・全部	
	一部・全部	
	一部・全部	
	一部・全部	

2 工事見積額 円（税抜）（うち補助対象額 円）

3 補助申請額 円（千円未満切捨て）

4 施工業者 住 所 結城市

社 名

代表者氏名

5 予定工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 住宅面積 全体の床面積 m²（※併用住宅及び併存住宅は記入）住宅部分の床面積 m²（※併用住宅及び併存住宅は記入）増築面積 m²（※増築は記入）

7 添付書類

- （1）当該工事の見積書の写し
- （2）住民票謄本
- （3）市税等納付状況確認に関する承諾書（様式第2号）
- （4）固定資産評価証明書（建築物に係る部分）
- （5）建築基準法上の許可が必要な場合は、その許可証の写し
- （6）現況写真及び案内図
- （7）債権者登録申請書
- （8）その他市長が必要と認める書類

結城市長

様

申請者 住 所

氏 名

市税等納付状況確認に関する承諾書

令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金を申請するに当たり、私及び同居親族の下記の納付状況を確認することを承諾します。

記

市 県 民 税
固 定 資 産 税（都市計画税）
軽 自 動 車 税
国 民 健 康 保 険 税
介 護 保 険 料
後期高齢者医療保険料

上記市税等の確認について同意するとともに、内容確認等についても申請者に委任します。
※住民票謄本に記載されている全ての人の署名及び押印、又は本人確認書類の添付

印	印
印	印
印	印
印	印
印	印

市税等の完納を確認しました。

上記の申請者については、

市税等の完納を確認できませんでした。

年 月 日	
課 名	
職 氏 名	

結城市長

年 月 日付けで申請のあった令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金について、次のとおり条件を付して交付することに決定したので、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項第9条の規定により、通知します。

No

--	--	--	--	--	--

年 月 日

結城市長

様

申請者 住 所 結城市

氏 名

連絡先

令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項第10条第1項の規定により、承認されたく申請します。

記

1 補助事業の変更

（1）変更の内容及び理由

.....

.....

.....

.....

.....

（2）変更後の工事見積額 円（税抜）
（うち補助対象額 円）

（3）変更後の補助金申請額 円（千円未満切捨て）

2 補助事業の中止又は廃止

中止又は廃止の理由

.....

.....

.....

.....

.....

3 添付書類

（1）変更見積書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

結城市長

年 月 日付けで変更等承認申請があった令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金に係る事業について、申請書のとおり承認し、交付決定額を下記のとおり変更したので令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項第10条第3項の規定により、通知します。

(1) 事業内容

変更交付決定額 円

No					
----	--	--	--	--	--

年 月 日

結城市長

様

申請者 住 所 結城市

氏 名

連絡先

令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助事業が完了したので、令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 工事費 円（税抜）
（うち補助対象額 円）

2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- （1）当該工事の請求書の写し
- （2）当該工事の領収書等の写し
- （3）写真（中間及び完成）
- （4）その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

結城市長

令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので令和6年度結城市住宅リフォーム資金補助金交付要項第12条の規定により、通知します。

記

金 円也

No

--	--	--	--	--	--